

## ○情報公開請求上の留意点

### 1 公開対象物

広域連合が職務上作成又は取得した文書、図画及び電磁的記録

### 2 目的

広域連合の公文書を公開することにより、広域連合が行う諸活動を県民の皆さんに説明する責務を全うし、広く広域連合の諸事業に関する知る権利を尊重するとともに、県民の皆さんの広域連合への理解と信頼を深め、公正で開かれた広域連合の推進に資するため。

### 3 請求できる方

- (1) 県内に住所を有する方
- (2) 県内に事務所又は事業所を有する個人及び法人その他の団体
- (3) 県内に存する事務所又は事業所に勤務する方
- (4) 県内に存する学校に在学する方
- (5) 前各号に掲げる方のほか、広域連合が行う事務事業に利害関係を有すると認められる方

### 4 公開の実施

公開は、文書又は図画については閲覧又は写しの交付により、電磁的記録についてはその種別、情報化の進展状況等を勘案して規則で定める方法により行います。ただし、閲覧の方法による公文書の公開にあつては、当該公文書の保存に支障を生じるおそれがあると認めるときその他正当な理由があるときは、その写しにより行うこととします。

なお、開示請求を行う場合には、所定の公開請求書（様式第1号）を提出していただきます。

### 5 非開示情報

宮崎市情報公開条例第7条に規定する「非開示情報」については開示できません。

### 6 手数料等

公開請求に係る手数料は、無料です。ただし、公文書の写しの交付を受けられる場合は、当該写しの作成及び送付に要する費用を負担いただきます。

7 その他

広域連合が行う情報公開は、宮崎市の例規を準用して実施することとなっています。詳細につきましては、宮崎市の条例や規則を参照してください。